

投票時間 7:00~20:00

4月9日(日)は  
選挙に行こう！

市議会議員選挙・県議会議員選挙

4月9日(日)に行われる千葉市議会議員選挙と千葉県議会議員選挙は、私たちの代表として市政・県政を運営する人を選ぶ、最も身近な選挙です。

自分の大切な一票を有効に生かすためにも、棄権をせずに必ず投票しましょう。

詳しくは、[千葉市 統一地方選挙](#)

各区選挙管理委員会

中央 ☎221-2104 花見川 ☎275-6191 稲毛 ☎284-6104

若葉 ☎233-8121 緑 ☎292-8104 美浜 ☎270-3121

市選挙管理委員会 ☎245-5866 FAX245-5893



めいすいくん

統一地方選挙 千葉県統一標語 「考えよう 自分の未来を たくす者」

## まずは、千葉市で投票できるか確認！

## 投票できる人

2005年4月10日までに生まれた人で、2022年12月30日以前から引き続き3カ月以上、千葉市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている人。



## 最近、住所を移した人は注意！

- 3月10日以降に市内で転居した人は、前住所地での投票となります。
- 投票日までに市外へ転出した人は、市議会議員選挙の投票はできません。
- 市外転出者のうち県内に転出した人は、県議会議員選挙に限り、移転先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、千葉市の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地の投票所で投票することができます。詳しくは、区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## さあ、投票しよう！

## 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、世帯ごとに郵送します。

入場整理券は本人以外には使用できませんので、投票時は自分の分をお持ちください。

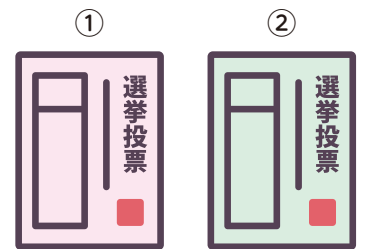
なお、入場整理券を紛失しても投票はできますので、投票所の係員に申し出てください。

## 投票所

投票所は、入場整理券または区版24面をご覧ください。

## 投票の順序

投票所では、先にピンク色の投票用紙の市議会議員選挙、次にうぐいす色の投票用紙の県議会議員選挙に投票します。



## こんなときは…

## 誰に投票して良いか分からない

## 選挙公報を見てみよう

候補者の経歴や政見などが掲載されている選挙公報を4月5日(水)以降の日刊紙(朝日・毎日・読売・産経・日本経済・東京・千葉日報)の朝刊に折り込み配布します。

また、次の場所にも備えるほか、ホームページにも掲載します。

## 配布場所

市役所、区役所、市民センター、コミュニティセンター、保健福祉センター、公民館、市図書館、消防署、千葉モノレール千葉駅(広報ボックス)、各新聞販売店、投票所など



## 投票日に予定が重なってしまった

## 4月1日(土)~8日(土)に期日前投票を利用しよう

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、4月1日(土)~8日(土)に期日前投票ができます。

あらかじめ、入場整理券の裏面に印刷されている宣誓書に必要事項を記入しておく、円滑に受け付けができます。

期日前投票所の場所や投票時間など詳しくは、入場整理券または区版24面をご覧ください。



## 投票所で支援が必要な人は

- 会話によるコミュニケーションが困難な人は、指差しでコミュニケーションが図れるボードや筆談の用意がありますのでご利用ください。
- 目の不自由な人は、点字による投票ができます。点字用の投票用紙や点字器、点字の候補者一覧を備えています。
- 字を書くことが困難な人は、投票所の係員が代わって記載する代理投票が利用できます。
- 車いすに乗っている人は、車いすに乗ったまま記載できる背の低い記載台を利用して投票できます。



## 投票支援シートを用意しています

- 投票する際に必要な支援を記入できる投票支援シートを用意しています。投票所の係員に申し出ることが困難な人はご利用ください。
- 投票支援シートはホームページからダウンロードできるほか、各投票所にも備えています。

## 不在者投票ができます

## 仕事や学業などで市外に滞在している人

滞在地の選挙管理委員会で投票できます。詳しくは、滞在地または住所のある区の選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

## 指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人

施設内で投票できます。手続きなど詳しくは、施設にお問い合わせください。

## 身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人または介護保険被保険者証の区分が要介護5の人

在宅で郵便による投票ができます。詳しくは、住所のある区の選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをしており、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票ができます。

詳しくは、区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

\*濃厚接触者は特例郵便等投票ではなく、通常どおり投票所で投票ができます。